

西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

1 条例の目的（第1条関係）

この条例は、市内における土砂等の埋立て等について、市、事業者、土砂等を発生させる者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、自然環境及び住民の生活環境を保全することを目的とします。

2 定義（第2条関係）

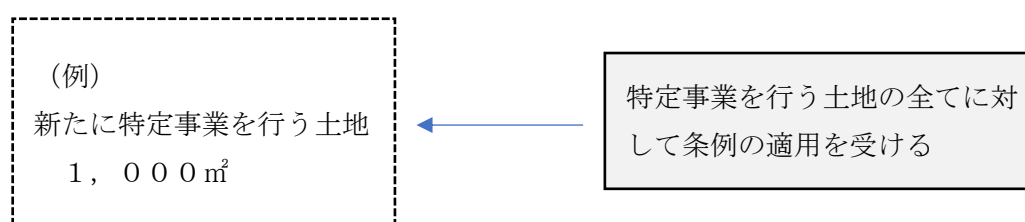
この条例における用語の定義は、次のとおりです。

土砂等	土砂及びこれに混入し、又は付着した物（廃棄物を除く）
改良土	土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理したもの
再生土	産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練等の処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するもの
特定事業	土砂等による土地の埋立て整地、盛土を行う行為をいう
一時堆積特定事業	特定事業であって、他の場所への搬出を目的として行う当該土砂等の堆積行為をいう
事業区域	特定事業を行う区域をいう
事業者	特定事業を行う者をいう
土地所有者	特定事業を行う土地の所有者をいう

3 適用事業（第3条関係）

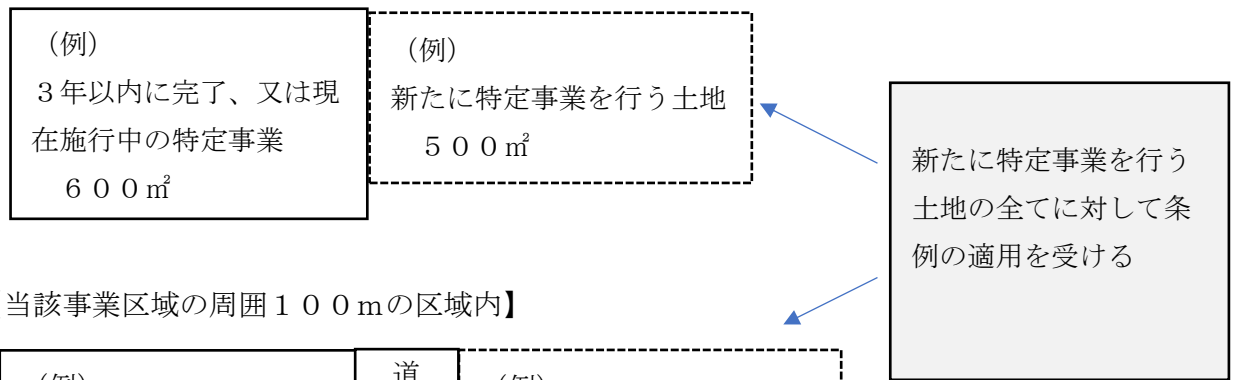
この条例を適用する特定事業の範囲は、次のとおりです。

（1）事業区域の面積が1,000㎡以上の場合

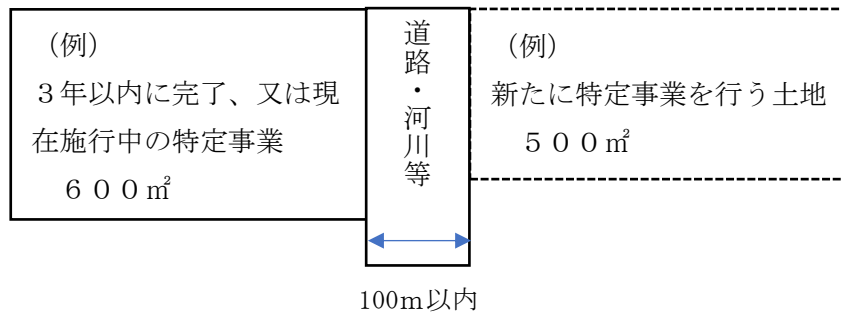


（2）事業区域の面積が1,000㎡未満の特定事業であっても、当該事業区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、同一の事業者が当該特定事業に関する事業を開始しようとする日前3年以内に特定事業を完了し、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に完了し、又は施行中の特定事業に供する区域の面積を合算して1,000㎡以上になる場合

【隣接する区域】



【当該事業区域の周囲100mの区域内】



4 適用除外（第3条関係）

次に掲げる特定事業については、適用を除外します。

・国、地方公共団体その他規則で定める者が行う特定事業

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法の規定により認可された土地改良区及び土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人
- (10) その他市長が認めるもの

・他の法令の規定による許可等を受けて行う特定事業

- (1) 文化財保護法の規定による許可を要する行為
- (2) 鉱業法の規定による許可を要する行為
- (3) 道路法の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (4) 港湾法の規定による許可を要する行為
- (5) 都市計画法の規定による許可を要する行為
- (6) 公有水面埋立法の規定による免許を要する行為
- (7) 建築基準法第6条第1項（同法第87条の4及び第88条において準用する場合を除く。）の確認又は同法第51条の規定による許可を要する行為建築基準法の規定による許可を要する行為

- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において行う行為

・その他規則で定める特定事業

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良事業
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (4) 施工前における地盤高の最も低い地点と施工後における地盤高の最も高い地点との高低差が30センチメートル以下の凹凸を解消するための事業
- (5) 採石法、砂利採取法、その他の法令等に基づく許可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う事業

5 関係者の責務（第4条～第7条関係）

市、事業者、土砂等を発生させる者、土地所有者の責務は、次のとおりです。

(1) 市

- ・市内における特定事業の状況を把握し、不適正な特定事業が行われることのないよう監視に努めなければならない。

(2) 事業者

- ・特定事業を行うときは、当該事業区域の周囲100メートルの範囲内の土地に現に居住する住民及び当該事業区域を管轄する町内会長（以下「周辺住民等」という。）の理解を得よう努めなければならない。
- ・土壌の汚染を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・特定事業に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。
- ・特定事業を行う場合は、基準に適合しない土砂等を使用してはならない。
- ・特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地利用及び市道の構造に支障が生じないように配慮しなければならない。
- ・特定事業が完了した後において、土壌の汚染、廃棄物の混入等が認められる場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

(3) 土砂等を発生させる者

- ・土砂等の発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。
- ・当該土砂等の不適正な特定事業が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

- ・ 特定事業による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

(4) 土地所有者

- ・ 当該所有する土地において、不適正な特定事業が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。
- ・ 事業区域内において、事業者が行う特定事業による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認しなければならない。
- ・ 土壌の汚染が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を提供してはならない。
- ・ 事業者が、土壌の汚染の発生を未然に防止するために必要な措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。
- ・ 特定事業の実施に際し、通行、近隣の土地利用及び市道の構造に支障が生じないように配慮しなければならない。

6 許可基準（第8条～第30条関係）

許可基準は、次のとおりです。

- ・ 特定事業に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していること。
- ・ 生活環境の保全のために必要な措置に関する基準を満たしていること。（条例施行規則で定める別表）
- ・ 特定事業に用いる土砂等の発生場所が特定されていること。
- ・ 特定事業に用いる土砂等について、愛知県内で発生したものであること。
- ・ 西尾市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと。
- ・ 事業区域の土地所有者及び当該土地に関して用益権を有する者の同意を得ていること。
- ・ 隣接地権者等及び周辺住民等に対し、事業区域の特定事業の計画について説明会を開催していること。
- ・ 特定事業の施工期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲げていること。
- ・ 施工管理者を設置すること。
- ・ 着手した日から3か月ごとに区分した各期間ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うこと。
- ・ 2年以内に完了する事業計画であること。（一時堆積特定事業の場合は5年以内）

7 罰則（第31条～第33条関係）

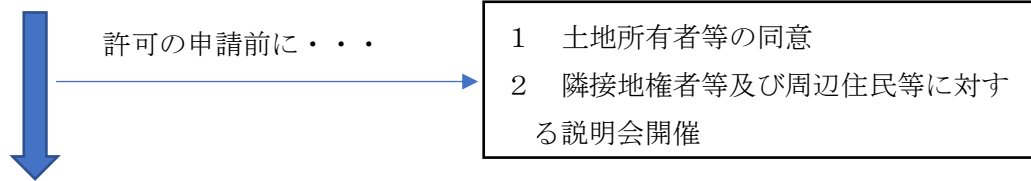
罰則は、次のとおりです。

- ・ 措置命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ・ 改善命令に違反した者は、50万円以下の罰金、30万円以下の罰金、5万円以下の過料に処する。

8 事業の手続き（流れ）

○事業を開始する前に行うこと。

①事前打合せ



②許可の申請（申請書等の提出） ※審査には1か月程度必要

【必要書類】

申請書：特定事業許可申請書（様式第2号）

※一時堆積特定事業については様式第3号

添付書類： 1 特定事業区域内土地使用同意書（様式第4号）

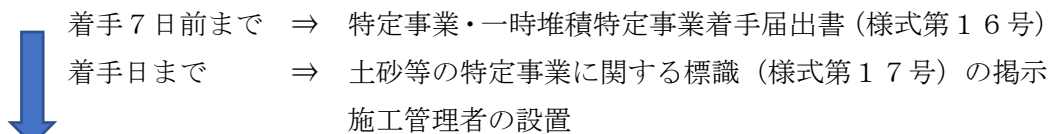
※一時堆積特定事業（様式第5号）

2 説明会実施報告書（様式第6号）

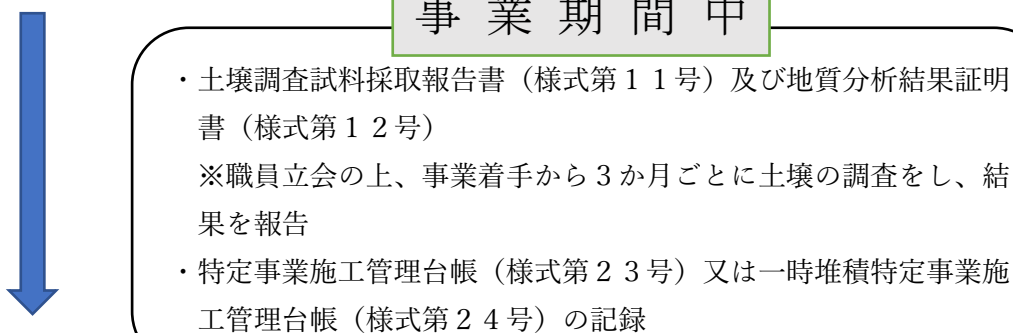
3 その他規則で定める書類（事業区域の位置を示す図面、隣接地権者等の承諾書、搬入計画書、土砂等発生元証明書など）

○事業の許可がおりたら行うこと。

①事業着手前



②事業着手



③完了・廃止・休止

事業の完了、廃止、休止の届出（14日以内）

詳細は、条例又は条例施行規則をご確認ください。

【お問い合わせ先：西尾市環境部環境保全課 TEL0563-65-3881】